

事業所名		港区障がい者相談支援センター				変更又は改善内容			
0 相談支援事業所の概要		昨年度				今年度			
0-1 実施状況について									
0-1 実施状況について	法人名称	社会福祉法人 大阪市手をつなぐ育成会				社会福祉法人 大阪市手をつなぐ育成会			
	法人所在地	大阪市天王寺区東高津町12番10号大阪市社会福祉センター内				大阪市天王寺区東高津町12番10号大阪市社会福祉センター内			
	事業所名称	指定相談支援事業所 ほっとスペースぼると				指定相談支援事業所 ほっとスペースぼると			
	事業所所在地	大阪市港区波除5-8-9				大阪市港区波除5-8-9			
	電話番号	06-4393-9777				06-4393-9777			
	ファックス	06-4393-3770				06-4393-3770			
	実施曜日	月～金				月～金			
実施時間	9:00～17:45				9:00～17:45				
同一場所以外で実施しているその他の事業	共同生活援助 大阪市西部地域障がい者就業・生活支援センター ぼると				共同生活援助 大阪市西部地域障がい者就業・生活支援センター ぼると				
実施法人で実施しているその他の事業	生活介護・就労継続支援B型・就労移行支援・自立訓練 施設入所支援・宿泊型自立訓練・共同生活援助・居宅介護・重度訪問介護・移動支援 日中一時支援				生活介護・就労継続支援B型・就労移行支援・自立訓練 施設入所支援・宿泊型自立訓練・共同生活援助・居宅介護・重度訪問介護・移動支援 日中一時支援				
事業所の特長	港区にある同一法人の事業である、生活介護・就労継続B型・就労移行支援・自立訓練・宿泊型自立訓練・地域生活援助等の事業運営をひとつの社会資源として、また地域にある関係機関・事業所と連携、協力して支援にあたっている。就労・生活の支援体制が同エリアにあることを生かし、本人を中心とした豊かな暮らしの実現に向けた相談に応じている。一体的にサポートできるように心がけている。				港区にある同一法人の事業である、生活介護・就労継続B型・就労移行支援・自立訓練・宿泊型自立訓練・地域生活援助等の事業運営をひとつの社会資源として、また地域にある関係機関・事業所と連携、協力して支援にあたっている。就労・生活の支援体制が同エリアにあることを生かし、本人を中心とした豊かな暮らしの実現に向けた相談に応じている。一体的にサポートできるように心がけている。				
0-2 事務室等について									
0-2 事務室等について	事務室	33㎡	<input checked="" type="checkbox"/> 専用	<input type="checkbox"/> 共用	33㎡	<input checked="" type="checkbox"/> 専用	<input type="checkbox"/> 共用		
	相談室	13㎡	<input checked="" type="checkbox"/> 専用	<input type="checkbox"/> 共用	13㎡	<input checked="" type="checkbox"/> 専用	<input type="checkbox"/> 共用		
	その他		<input type="checkbox"/> 専用	<input type="checkbox"/> 共用		<input type="checkbox"/> 専用	<input type="checkbox"/> 共用		
0-3 職員の状況									
0-3 職員の状況	常勤職員		非常勤職員		常勤職員		非常勤職員		
	専任	兼務 3人	専任	兼務	専任	兼務 3人	専任	兼務	
0-4 職員の勤務体制		原則としては、月から金まで9:00～17:45までの勤務であるが、他事業の職員などと合同の勤務シフト表の作成により、平日は9:00～20:00頃まで、事務所での対応は可能。また、時間外については、大阪市育成会地域生活支援センターに電話が転送され、緊急時には初期対応が可能であること、その後、担当者に連絡がつくようになっている。				原則としては、月から金まで9:00～17:45までの勤務であるが、他事業の職員などと合同の勤務シフト表の作成により、平日は9:00～20:00頃まで、事務所での対応は可能。また、時間外については、大阪市育成会地域生活支援センターに電話が転送され、緊急時には初期対応が可能であること、その後、担当者に連絡がつくようになっている。			
0-5 ピアカウンセリングの実施状況									
0-5 ピアカウンセリングの実施状況	障がい名	実施曜日	実施時間		障がい名	実施曜日	実施時間		

事業所名	__港__区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容
1 事業運営全般	昨 年 度		今 年 度
1-0 理念・基本方針	障がいの種別に関わらず、本人の望む暮らしの実現をめざし、支援することを基本とします。	障がいの種別に関わらず、本人の望む暮らしの実現をめざし、支援することを基本とします。	

事業所名		港区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容	
1-1 運営体制		昨年度		今年度	
1-1-① 事業運営の評価		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）
事業の理念・基本方針を実現するための具体的な取組を示す中・長期的な計画が定められている。	3	大きく向かっていくべき方法は決められているものの、具体的にどのような取り組みをしていくのかという計画作成にまでは至っていない。	2	事業の理念・基本方針は定められているが、具体的な取り組みにかかる計画作成に至っていません。	
		次年度に向けて検討が必要。		次年度に向けて要検討。	
	2	行政から提出を求められている、年度ごとの事業計画を策定している。事業所としての理念を実現していけるような、具体的な中・長期的計画は十分ではない。	2	行政から提出を求められている、年度ごとの事業計画は策定している。事業所としての理念・基本方針を実現していけるような、具体的な中・長期的計画の作成に至っていません。	
		次年度に向けて具体的な中・長期計画を検討していく。		次年度に向けて具体的な中・長期計画を要検討。	
中・長期計画、年度ごとの事業計画に基づき事業を実施し、その結果を評価している。	2	計画に基づく評価ではないが、年度末に振り返って、総括の報告会を実施した。	2	計画に基づく評価ではないが、毎月の事業所内会議等で支援内容の評価を実施した。	
		中・長期的な計画の検討を進め、評価するように検討する。		中・長期的な計画の検討を進め、評価するように要検討。	
事業の評価の結果は、次期計画に反映している。	2	事業の評価の結果を次年度に十分反映しているといえない。	2	事業の評価の結果を次年度に十分反映しているといえない。	
		事業所の評価の結果を、どのように次年度に反映するか検討する。		事業所の評価の結果を、どのように次年度に反映するか要検討。	

事業所名		港区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容	
1-2 適切な相談支援の実施		昨年度		今年度	
1-2-① 自己決定の尊重		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）
a	必要な情報を理解できるように提供するとともに、体験、経験する機会を設けるなど利用者が主体的に自己決定するための条件整備に努めている。	4	利用者に必要な情報を整理して提供し、社会資源等を見学する機会を設け、自己決定がしやすくなるように努めている。時間が必要な利用者には、気持ちが固まるまで待つようになっています。	4	利用者に必要な情報を整理して提供し、社会資源等を見学する機会を設け、自己決定がしやすくなるように努めている。時間が必要な利用者には、気持ちが固まるまで待つようになっています。
b	障がいに応じたコミュニケーション手段を保障している。	4	利用者の状況に応じて、利用者が理解しやすいコミュニケーションの方法で対応できるよう心掛けています。	4	利用者の状況に応じて、利用者が理解しやすいコミュニケーションの方法で対応できるよう心掛けています。ルビ入り、イラストが多く入った資料等を提示することもあります。
1-2-② エンパワメントの重視		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）
a	相談支援を進めるにあたっては、常に利用者のエンパワメントが図られるよう努めている。	3	利用者のエンパワメントを高めていけるような視点を常に確認し、意識している。	2	利用者が自身の置かれた状況に気づき、問題を自覚し、自らの生活の調整と改善を図れるエンパワメントを高めていけるような視点は意識した。しかし、自立支援プログラムの実施などの具体的な取り組みはできていない。

事業所名		港区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容	
1-2-③ コミュニケーションに関する配慮		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）
a	意思伝達に制限のある人の場合、手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っている。	4	コミュニケーションが苦手な人に対して、その人が理解しやすいような方法をとるように心がけている。	3	コミュニケーションが苦手な人に対して、その人が理解しやすいような方法をとるように心がけている。ルビ入り、イラストが多く入った資料等を提示することもあります。手話や点字は利用できていない。
	b	一度の面接では意思確認等が困難であるような、著しく意思伝達に制限のある人の場合、日常的な関わりを通じて、その人固有のコミュニケーション手段やサインの発見と確認を心がけている。	4	1度の面接で意思の確認が難しい人に関しては、何度も訪問したり、面接するなど対話の機会を多く設け、その人の理解しやすいコミュニケーションの方法を見つけられるように努めている。また、ご家族や身近な方々から本人へのコミュニケーションの工夫をお聞きするように心がけている。	4
c	意思伝達に制限のある人の場合、他機関職員との連携や、本人が信頼できる知人、代弁者、手話通訳者等を受け入れるなど、コミュニケーションを行う環境に配慮して、その人の意思や希望をできるだけ正しく理解しようと努力している。	4	他機関の職員や、利用者が信頼し意思の疎通が行いやすい方との連携をとり、利用者の意思が正確に理解するように心がけています。	4	他機関の職員や、利用者が信頼し意思の疎通が行いやすい方との連携をとり、利用者の意思が正確に理解するように心がけています。利用者の希望によっては関係機関や手話通訳者に同席して頂いた。

事業所名		港区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容	
1-2-④ 権利擁護		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）
a	相談支援を進めるにあたっては、常に利用者の立場を擁護し、ニーズ表明を支援・代弁することにより、問題解決力や様々な支援を活用する力を高めていけるような支援に努めている。	4	常に利用者の立場に立ち、問題解決力を高めていけるように支援に努めている。	4	常に利用者の立場に立ち、問題解決力を高めていけるように支援に努めている。
	b	人権侵害が発生した場合にはその解決のために積極的に対処している。	3	区役所・社協等と連携しながら、成年後見事業を活用するなど、権利擁護に努めている。	3
c	虐待が危惧される場合は、関係行政機関と連携し適切な対応を行っている。	4	虐待が危惧されるケースについては、区役所や支援関係者との情報交換を密にしながら、見守りの体制をとれるように心がけている。	4	虐待ケースでは区役所と連携して、新たな生活への支援をおこなった。また、虐待が危惧されるケースについては、区役所や支援関係者との情報交換を密にしながら、見守りの体制をとれるように心がけている。

事業所名		港区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容	
1-3 地域・他機関との交流・連携		昨年度		今年度	
1-3-① 他の関係機関との連携		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）
a	担当区域の地域自立支援協議会に積極的に参加し、様々な取組みを提案するなど、協議会の活性化に努めている。	3	地域自立支援協議会に参加し、活動が活発になるように協力していきたい。	3	地域自立支援協議会に参加し、区保健センターの事務局と協働して、地域の障がい者支援に関わる連携体制が強化するよう努めた。
b	協働する関係機関や関係団体等が増え、連携が深まっている。	3	当事業所単独で支援を完結するようなことのないよう、必要に応じて他の機関や事業所と積極的に連携を取るよう、心がけている。	3	当事業所単独で支援を完結するようなことのないよう、必要に応じて他の機関や事業所と積極的に連携を取るよう、心がけている。
1-3-② 地域の障がい者の状況把握		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）
a	相談者に限らず、地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できている。	3	港区内を中心にいろいろな機関や資源との関係を広げていけるよう努力している。	3	港区内を中心にいろいろな機関や資源との関係を広げていけるよう努力している。
b	障がい者支援機関のみならず地域の福祉・労働・教育・保健医療機関と定期的な会議を開催する等によって、ニーズの把握に努めている。	2	自立支援行議会等に参加しニーズの把握に努めている。	3	自立支援協議会や港区障害者施設連絡会等に参加してニーズの把握に努めている。
			どのような連携でニーズの把握になるのか、今後検討したい。		

事業所名		港区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容	
c	アウトリーチ活動に取り組むことにより、ニーズの把握に努めている。	3	自立支援協議会として「ほのぼの相談所」を設けて地域の情報収集に努めていた。	3	港区健康フェスタにて「障がい相談コーナー」を設けて、地域の情報収集と直接相談にも応じた。
1-3-③ 地域の社会資源の把握		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）
a	サービス提供事業所や専門相談機関を把握している。	4	さまざまな事業所や機関との関わりが広がってきている。	4	さまざまな事業所や機関との関わりが広がってきている。
b	学校園・ハローワークなど関連機関の情報を収集している。	3	大阪市西部地域障がい者就業・生活支援センターや港・港第二育成園と連携しています。地域の学校への周知や情報収集がなされていない。	3	大阪市西部地域障がい者就業・生活支援センターや港・港第二育成園と連携しています。地域の学校への周知や情報収集がなされていない。
			地域の学校への周知に努めたい。		地域の学校への周知に努めたい。
c	民生委員、地域ネットワーク委員、ボランティア団体などを把握している。	3	必要な場合に連携が取れるように情報の把握に努めたい。	3	必要な場合に連携が取れるように情報の把握に努めたい。
d	駅や図書館、スポーツセンターなどの公共施設や、金融機関や飲食店、商店などの民間施設、障がい者用トイレやエレベーター等の設備の情報を収集している。	3	公共施設の情報収集は行っているが、新たな民間施設や障害者トイレやエレベーターの情報収集は積極的には行えなかった。	3	公共施設の情報収集は行っているが、新たな民間施設や障害者トイレやエレベーターの情報収集は積極的には行えなかった。
			情報収集、資料の整理に努める		情報収集、資料の整理に努める。

事業所名		港区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容	
1-3-④ 社会資源の改善・開発に向けた取組み		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取組みの改善点及び次年度の取組み）
a	既存のサービスの活用だけでなく、既存の社会資源の「改善」や新たな社会資源の「開発」に向けて取り組んだ。	3	障がい者に理解のある業者の開拓へ努めていく。	3	障がい者・児の支援に理解のある事業者が増えていくよう努めていく。
1-3-⑤ 支援困難事例への積極的な対応		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取組みの改善点及び次年度の取組み）
a	多問題を抱えた事例や、問題が長期にわたって継続し、解決の糸口を見つけないことが困難な事例など支援困難事例への対応を積極的に行っている。	3	行政や地域の事業所と連携しながら、少しでも状況が改善できるように継続した支援を心がけている。	3	行政や地域の事業所と連携しながら、少しでも状況が改善できるように継続した支援を心がけている。
					大阪市基幹相談支援センターとの連携を行い、困難事例への対応を事業者内で抱え込まないようにする。
1-3-⑥ 地域住民への周知・啓発的活動の実施		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取組みの改善点及び次年度の取組み）
a	障がい者相談支援センターは、自らの役割について地域住民に対して積極的な周知を図っている。	3	地域の行事や集会にオブザーバーとして参加し、地域の方に対して周知を心がけている。	4	法人のホームページを利用してインターネット上で連絡先等の情報提供、区役所にてリーフレットの設置、事業者にもリーフレットをお渡しして周知を図っている。地域の行事や集会にオブザーバーとして参加し、地域の方に対して周知を心がけている。
b	地域住民との交流や講演会の開催等を通じて、障がい者が地域で共に生きていく意義をはじめ、啓発的活動に積極的に取り組んでいる。	3	相談支援事業単体ではなく、施設や委託事業全体を通じて啓発を心がけている。	3	自立支援協議会を通して、大規模災害時における福祉支援について考える内容の研修会を実施した。

事業所名	港区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容
1-4 その他の取組み	昨年度	今年度
	<p>当事業所の最大の特徴は、同じ事務所に共同生活支援事業・西部地域障がい者就業・生活支援センターのスタッフがおり、専門的な知識や技術があります。ご相談者のニーズに添うように生活・就労を一体的な支援を実施している。事業所の隣に設けている「ほっとスペース」では、開所時間に利用者がいつでも立ち寄り団欒や情報交換、スタッフと相談できるスペースがあり、頻繁に活用されている。</p> <p>また余暇活動として、本体施設等の協力を得ながら、季節の行事等を実施している。</p> <p>その他に、同法人内で4区の障がい者相談支援センターの受託を受けている。法人内の相談支援センターが集まり定期的に情報交換やケース検討会を行っている。</p>	<p>当事業所の最大の特徴は、同じ事務所に共同生活支援事業と西部地域障がい者就業・生活支援センターが併設していることで、専門的な知識や技術があります。ご相談者のニーズに添うように生活と就労で一体的な支援を実施している。事業所の隣室に設けている「ほっとスペース」では、開所時間に利用者がいつでも立ち寄り、団欒や情報交換、スタッフへ気軽に相談ができるスペースがあり、頻繁に活用されている。</p> <p>その他、当法人内で大阪市内4区にて区障がい者相談支援センター業務を受託している。法人内の相談支援担当者が集まり、定期的に情報交換やケース検討会を行っている。</p>

事業所名		港区障がい者相談支援センター					変更又は改善内容														
2 日々の相談支援業務		平成24年度					平成25年度														
2-1 継続支援対象者数		平成24年度					平成25年度														
①継続的な委託相談支援を行った実人数（指定相談支援を除く）		平成24年度					平成25年度														
障がい種別		前年度末の登録者数	当年度新規登録者数	当年度登録解除者数	当年度末登録者数	前年度末の登録者数	当年度新規登録者数	当年度登録解除者数	当年度末登録者数												
身体障がい	視覚		0	0	0	0	1	1	0												
	聴覚		0	0	0	0	0	0	0												
	肢体		0	0	3	3	2	2	3												
	内部		0	0	0	0	2	0	2												
	計		0	0	3	3	5	3	5												
知的障がい			9	2	65	65	14	19	60												
精神障がい			4	0	9	9	10	3	16												
障がい児			1	0	1	1	0	1	0												
重複障がい			2	0	10	10	8	6	12												
その他			0	2	0	0	2	0	2												
合計			16	4	88	88	39	32	95												
②指定特定相談支援を実施した実人数		身体障がい	知的障がい	精神障がい	重複障がい	計	身体障がい	知的障がい	精神障がい	重複障がい等	計										
		1人	3人	5人	2人	11人	3人	7人	6人	1人	17人										
2-2 相談支援内容		平成24年度					平成25年度														
①延べ相談件数		身体障がい					身体障がい					知的障がい	精神障がい	重複障がい	その他	計					
		視覚	聴覚	肢体	内部	計	知的障がい	精神障がい	重複障がい	その他	計	視覚	聴覚	肢体	内部	計	知的障がい	精神障がい	重複障がい	その他	計
福祉サービスの利用援助		0	0	50	0	50	640	134	214	11	1049	41	3	99	14	157	501	162	143	43	1006
うち、継続的な支援対象者の件数		0	0	46	0	46	623	117	199	0	985	8	3	67	11	89	381	83	92	6	651
社会資源を活用するための支援		0	0	2	0	2	124	29	25	0	180	0	0	23	2	25	245	38	27	10	345
うち、継続的な支援対象者の件数		0	0	1	0	1	123	29	24	0	177	0	0	14	0	14	216	9	18	2	259
社会性活力を高めるための支援		0	0	13	0	13	869	86	170	3	1141	1	0	4	3	8	806	65	190	1	1070
うち、継続的な支援対象者の件数		0	0	13	0	13	869	86	169	1	1138	1	0	4	3	8	793	51	175	0	1027
ピアカウンセリング		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、継続的な支援対象者の件数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
権利擁護のために必要な援助		0	0	7	0	7	30	8	5	0	50	0	0	2	0	2	4	21	4	0	31
うち、継続的な支援対象者の件数		0	0	3	0	3	27	6	3	0	39	0	0	2	0	2	4	18	4	0	28
専門機関の紹介		0	0	0	0	0	26	6	11	0	43	0	0	2	0	2	10	1	0	0	13
うち、継続的な支援対象者の件数		0	0	0	0	0	26	6	11	0	43	0	0	2	0	2	10	1	0	0	13
その他		0	0	4	0	4	118	20	40	0	182	0	0	1	2	3	222	35	37	1	298
うち、継続的な支援対象者の件数		0	0	4	0	4	114	20	38	0	176	0	0	1	0	1	200	22	29	0	252
合計		0	0	76	0	76	1807	283	465	14	2645	42	3	131	21	197	1788	322	401	55	2763
うち、継続的な支援対象者の件数		0	0	67	0	67	1782	264	444	1	2558	9	3	90	14	116	1604	184	318	8	2230
②相談の実施方法		来所相談		電話相談		訪問相談		合計		来所相談		電話相談		訪問相談		その他		合計			
		1060件		852件		733件		2645件		887件		1090件		781件		5件		2763件			

事業所名	__港__区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容
<p>2-3 日々の相談件数の分析</p>	<p style="text-align: center;">平成24年度</p> <p>平成18年度より知的障がい児者に特化した相談支援事業を委託されていた経過があり、知的障がい者の継続した相談が多い。H24年度より港区障がい者相談支援センター受託し、3障がい相談窓口となり精神障がいの方の相談が増えてきた。とりわけ、精神障がいの方を福祉サービスに繋ぐことや日常生活に関わるサポートをすることが多くなった。その他にも権利擁護で成年後見の申し立てのサポートが徐々に増えてきている。</p>	<p style="text-align: center;">平成25年度</p> <p>平成24年度より3障がいの相談窓口になりましたが、昨年度は支援実績の無い「主たる障がい種別」がありました。今年度は主たる障がい種別が「視覚障がい、聴覚障がい、内部障がい（難病含む）」の方への支援があったことで、全ての障がい種別への支援の実績があります。支援実施件数においては、平成18年度より知的障がい児者に特化した相談支援事業を委託させて頂いた経緯があり、知的障がい者への継続的な支援が多い。また、精神障がいの方への相談も増えている。相談内容では社会資源を活用するための支援として、通所施設や居宅介護事業所の新規利用の援助が増えている。</p>

事業所名		港区障がい者相談支援センター				変更又は改善内容			
2-4 住宅入居等支援事業の実施状況		平成24年度				平成25年度			
①実施状況		入居斡旋件数	登録者数	緊急対応件数	入居斡旋件数	登録者数	緊急対応件数		
	身体障がい	0件	0人	0件	0件	0人	0件	0人	0件
	知的障がい	0件	6人	0件	0件	6人	0件	6人	0件
	精神障がい	0件	0人	0件	0件	0人	0件	0人	0件
	重複障がい	0件	1人	0件	0件	1人	0件	1人	0件
	その他	0件	0人	0件	0件	0人	0件	0人	0件
	計	0件	7人	0件	0件	7人	0件	7人	0件
②緊急対応の内訳		時間帯別		平日・休日別		時間帯別		平日・休日別	
	夜間出動	0件	休日出動	0件	夜間出動	0件	休日出動	0件	0件
	日中出動	0件	平日出動	0件	日中出動	0件	平日出動	0件	0件
	合計	0件	合計	0件	合計	0件	合計	0件	0件
	出動要請者		出動内容		出動要請者		出動内容		
	本人	0件	病気・けが等の発生	0件	本人	0件	病気・けが等の発生	0件	0件
	家主	0件	精神症状の悪化	0件	家主	0件	精神症状の悪化	0件	0件
	近隣	0件	日常生活上のアクシデント	0件	近隣	0件	日常生活上のアクシデント	0件	0件
	警察・消防	0件	家事・災害等	0件	警察・消防	0件	家事・災害等	0件	0件
	医療機関	0件	近隣からのクレーム	0件	医療機関	0件	近隣からのクレーム	0件	0件
	その他	0件	その他	0件	その他	0件	その他	0件	0件
2-5 業務委託料の収支精算について		平成24年度				平成25年度			
①歳入		金額	内訳		金額	内訳			
	科目								
	業務委託料	13,232,000円			13,232,000円				
	預金利子	426円	利息		778円	利息			
	その他	4,400,939円	繰入金		2,283,935円	繰入金			
	合計	17,633,365円			15,516,713円				
②歳出		平成24年度				平成25年度			
	科目	金額	内訳		金額	内訳			
	人件費	16,169,913円			13,944,383円				
	常勤職員人件費	11,761,630円			11,041,554円				
	非常勤職員人件費	2,391,930円			764,807円				
	その他	2,016,353円	法定福利費		2,138,022円	法定福利費			
	物件費	1,463,452円			1,572,330円				
	報酬	17,912円	福利厚生費		19,619円	福利厚生費			
	賃金	71,261円	旅費交通費		91,256円	旅費交通費			
	報償費	8,963円	修繕費		5,108円	修繕費			
	消耗品費	129,532円			75,189円				
	印刷製本費	483円	研修費		56,108円	研修費			
	光熱水費	193,679円			271,525円				
	通信運搬費	228,033円			267,771円				
	手数料	5,923円			6,117円				
	筆耕翻訳料	10,660円	損害保険料		10,660円	損害保険料			
	使用料	200円	租税公課		0円	租税公課			
	不動産賃借料	785,806円	賃借料		747,262円	賃借料			
	備品購入費	11,000円	雑費		21,715円	雑費			
	その他	0円			0円				
	合計	17,633,365円			15,516,713円				

事業所名	__港__区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容
3 区における地域課題について	昨 年 度		今 年 度
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など			
			<p>国は計画相談支援の対象者について、平成27年度より原則としてすべての障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用する障がい者及び障がい児を対象とすることとしています。港区においては今年度末現在（平成26年3月31日）、計画相談支援の事業者は2か所です。うち1か所は障がい児のみを対象とされており、残りは当障がい者相談支援センター併設の事業所です。現状においては支援できる利用者様の人数には限りがあります。区内の計画相談支援の事業者を増やすべく事業者へ個別にご相談やご提案は重ねていますが、結果は伴っておりません。次年度は計画相談支援事業所の開設と相談支援の充実にに向けた説明会を開催するなどの機会を設定することを要します。</p>

事業所名		港区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容	
4 自己評価を終えて		昨 年 度		今 年 度	
4-1 区協議会での報告					
	報告日	平成25年11月26日		平成26年11月25日	
	出席者からの意見				
	0 相談支援事業所の概要			*実施事業所は知的障がい支援に特化した法人にあるが、三障がいを支援するにあたっての難しさは如何なものか →知的障がい支援に強みのある法人にはありますが、三障がい支援に対応すべく、精神障がいや身体障がい支援に強みのある事業者とも協働して事業を実施している。	
	1 事業運営全般	*厳しい自己評価を採点している根拠は →中・長期的な計画が十分に立てられていないことなど、次年度に向けた課題も多い			
	2 日々の相談支援業務	*ピアカウンセリングの実施についてどのようになっているのか →希望があれば支援できる体制を整えている。 *障がい種別によってピアカウンセリングの方法が異なる *エンパワメントとは何ですか →自分で問題を解決する力をつけることです。 *精神障がい者では、もっている力を見出すことに使われることが多い		*新規利用者の相談受付人数について統計資料は無いが如何なものか →84名です。内訳は身体障がい10名、知的障がい28名、精神障がい25名、重複障がい5名、その他16名です。匿名での電話による単発相談等、氏名や連絡先が不明な方は含めていない人数です。 *指定特定相談支援を実施した実人数は17人とあるが、実施状況については如何なものか →本事業の実施に支障のない範囲で、「一般相談支援事業」及び「特定相談支援事業」に従事することができるとされています。本事業を適切に実施したうえの結果の数字であると理解しています。	

事業所名		港区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容
	3 区における地域課題について		＊指定特定相談支援の実施が低迷しているが、如何なものか →区内の計画相談支援の事業者を増やす対応を引き続き行う必要がある。法制度の内容を勘案すると、給付費面の事情や介護保険：ケアプランとは取扱いが異なる等により、新規参入が難しい現況にもあるとの出席者からの発言もありました。

事業所名	港区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容
4-2 一連の自己評価のプロセスを終えて	昨年度	今年度
	<p>平成18年度より知的障がい児者に特化した相談支援事業を委託されていた経過があり、知的障がい者の継続した相談が多い。H24年度より港区障がい者相談支援センター受託し、3障がい相談窓口となり精神障がいの方や障がいを重複している方の相談が増えてきている。それぞれの障がい特性に合わせた対応が今後さらに必要とされる。</p> <p>運営面では、中長期の事業計画が具体的に立てられておらず、次年度に向けての検討が必要であると感じた。</p> <p>港区では指定相談支援事業所が当センターのみである。今後他の事業所でも指定相談支援事業所の運営をしてもらえるように周知や立ち上げのお手伝いなど取り組んでいきたい。</p>	<p>平成24年度より3障がいの相談窓口となりましたが、昨年度は支援実績の無い「主たる障がい種別」がありました。今年度は主たる障がい種別が「視覚障がい、聴覚障がい、内部障がい（難病含む）」の方への支援があったことで、全ての障がい種別への支援実績となりました。また、相談件数・継続支援対象者数も増加しています。それぞれの障がい特性に応じた専門的支援が今後ますます必要とされる。国は計画相談支援の対象者について、平成27年度より原則としてすべての障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用する障がい者及び障がい児を対象とすることとしています。港区においては今年度末現在（平成26年3月31日）、計画相談支援の事業者は2か所です。うち1か所は障がい児のみを対象とされており、残りは当障がい者相談支援センター併設の事業所です。現状においては支援できる利用者様の人数には限りがあります。区内の計画相談支援の事業者を増やすべく事業者へ個別にご相談やご提案は重ねていますが、結果は伴っておりません。次年度は計画相談支援事業所の開設と相談支援の充実に向けた説明会を開催するなどの機会を設けます。</p>